# I 職員の任免及び職員数に関する状況

\_1 職員の採用及び退職の状況(平成24年度退職者及び平成25年度採用者) (単位:人)

職種		拉田			
区分	定年	勧奨	その他	合計	採用
一般職	2	0	0	2	5
技能労務職	1	0	0	1	0

(注) 1「一般職」欄には、他に区分されない職種を含む。

2( )内は再任用職員であり、外書きである。

2 採用試験の実施状況(平成25年度) (単位:人)

職種	申込者数	受験者数(A)	合格者数(B)	競争率(A)/(B)
一般行政職 (大卒)	0	0	0	0倍
一般行政職 (高卒)	20	14	4	3.5倍
保育士	0	0	0	0倍

3 部門別職員数の状況 (単位:人)

			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		職員数	ζ		対前年増減数				
区分	· )		平21	平22	平23	平24	平25	平21	平22	平23	平24	平25
区分 福 祉		議会	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0
祉		総務	16	16	18	17	16	Δ 1	0	2	Δ 1	Δ1
関		税務	5	6	6	5	5	$\Delta$ 1	1	0	$\Delta$ 1	0
係		労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
係を除	_	農水	7	6	7	7	7	0	$\triangle$ 1	1	0	0
除	般	商工	1	1	2	2	2	0	0	1	0	0
<	行	土木	6	7	8	7	7	$\triangle$ 1	1	1	$\triangle$ 1	0
	政	小計	37	38	43	40	39	$\triangle$ 3	1	5	$\triangle$ 3	$\triangle$ 1
福		民生	14	15	15	15	16	0	1	0	0	1
祉	関	衛生	5	5	5	5	5	1	0	0	0	0
	係	小計	19	20	20	20	21	1	1	0	0	1
		<b>亍政計</b>	56	58	63	60	60	$\triangle$ 2	2	5	$\triangle$ 3	0
!	特	教育	14	14	14	13	14	Δ 1	0	0	Δ 1	1
	別	警察	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	行	消防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
j	政	小計	14	14	14	13	14	$\Delta$ 1	0	0	Δ 1	1
	<i>/</i> .\	病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
;	な 当	水道	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
	즈 소	交通	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
] :	正 <del>紫</del>	下水道	2	1	1	1	1	0	Δ1	0	0	0
	公営企業等	その他	6	6	6	6	6	0	0	0	0	0
	ব	小計	9	8	8	8	8	0	Δ1	0	0	0
	総合	計	79	80	85	81	82	$\triangle$ 3	1	5	$\triangle$ 4	1

## Ⅱ 給与の状況

1 人件費の状況 (普通会計決算)

7 711	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
│区 分		成 山 領 	大貝似义			12 37
	(24年度末)	A		В	B∕A	23年度の人件費率
04 5- 5-	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	6, 823	3 681 480	302, 270	633, 210	17. 20	15. 93

(注)人件費には職員の給与のほか、共済負担金、退職手当負担金及び常勤・非常勤の特別職報酬なども 含まれる。

2 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職	員	数			給		与	費		一人あたり	給与
区分		Α		給	料	職員	手当	期末・勤勉手当	計	В	B/A	
24年度			人		千円		千円	千円		千円		千円
24年度		72		253,	530	30,	097	88, 770	373,	270	5, 180	

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 給与費は当初予算に計上された額である。

3 ラスパイレス指数の状況

	平成24年度	平成25年度	平成25年度(参考値)
平田村	106. 2	107. 2	99. 1
県内町村平均	101. 5	105.8	99. 8
全国町村平均	93. 9	103. 2	95. 4

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の 給与水準を示したものである。

「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置がないとした場合の値である。

4 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

19024 1 1134	<u> </u>		···   四   1   1   1   1   1   1   1   1   1		<u> </u>	
	一般行政職		技能労務職			
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	
296, 252円	340,806円	39. 6	_	-	_	

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの 諸手当の額を合計したものである。

5 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区	分	初	任	給	2 年後の総	料
一般行政職	大学卒	178	5, 100	)円	187, 200	円
加又 1 」 此又 相以	高校卒	142	2, 500	〇日	151, 000	丑
技能労務職	高校卒	142	2, 500	日	151, 000	丑
1以   比 力 / 労   戦   	中学卒	120	), 300	)円	128, 000	円

6 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成25年4月1日現在)

区	<del>次                                     </del>	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	236, 700 円	285, 800 円	335, 600 円
一般行政職	高校卒	在職者なし	239, 300 円	296, 500 円

7 一般行政職の級別職員数の状況 (平成25年4月1日現在)

	<u> </u>		
区分	標 準 的 な 職 務 内 容	職員数	構成比
1級	主事	17 人	29.8 %
2級	副主査	5 人	8.8 %
3級	主査	15 人	26.3 %
4級	課長補佐及び主任主査	12 人	21.1 %
5級	課長、主幹	7 人	12.3 %
6級	参事、総務課長	1人	1.7 %
計		57 人	100.0 %

# 8 職員手当の状況(平成25年4月1日現在) (1)期末手当・勤勉手当

_(「) 粉木丁ヨ 動泡丁ヨ	
平 田 村	国
一人当たり平均支給額(24年度)	一人当たり平均支給額(24年度)
1, 233 千円	- 千円
(24年度支給割合)	(24年度支給割合)
期 末 手 当 勤 勉 手 当	期末手当 勤勉手当
2.55 月分 1.35 月分	2.60 月分 1.35 月分
(1.40) 月分 (0.65) 月分	(1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
- 役職加算 5~15%	- 役職加算 5~20%
	<ul><li>管理職加算 10~20%</li></ul>

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(平成25年4月1日現在)

	1 (1/% <u>2 0 T</u>	<u>+ /1                                     </u>			
平	田	村		国	
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.79月分	勤続20年	23.03月分	28.79月分
勤続25年	32.83月分	38.96月分	勤続25年	32.83月分	38.96月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算技	昔置 定年前早期	朝退職特例措置	その他の加算指	昔置 定年前早期	朝退職特例措置
	(2%∼	20%加算)		(2%~	20%加算)
(退職時特別	昇給	<b>無</b> )			

(3)時間外勤務手当

<u> </u>	
支給実績 (24年度決算)	8,040 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	152 千円
支給実績 (23年度決算)	9, 200 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	174 千円

(4) その他の手当

手当名	区分	金額等	支給実績 (24年度決算)
	配偶者	13, 000円	
	扶養親族 (扶養しない配偶 者を有する場合)	1人目のみ 6,500円	
扶養手当	扶養親族(配偶者なし)	1人目のみ 11,000円	6, 276 千円
	上記以外の扶養親族	2人目まで、1人あたり 6,000円 3人目から、1人あたり 6,000円	
	16歳~22歳までの子	加算1人あたり 5,000円	
住居手当	借家・借間	最高支給額 27,000円 (家賃9,500円以上の場合)	1,487 千円
	公共交通機関利用者	55,000円までは運賃相当額	
通勤手当	(通勤距離2km以上)	55,000円を超えた場合は、その超えた 額の2分の1の額を55,000円に加算	4,869 千円
週勤士ヨ	自家用車等利用者	通勤距離2~70km以上	4,009 TD
	(通勤距離2km以上)	2,400円から43,900円 70km超 42,100円	
管理職	課長の職にある職員	給料月額×10%	
手当	主幹の職にある職員	給料月額×8%	7, 041 千円
	課長補佐の職にある職員	給料月額×6%	
日直手当	日直により休日に勤務した場	1回につき 4,200円	1,012 千円

## Ⅲ 勤務時間の状況

1 勤務時間の状況

	1週間の 勤務時間	1日の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
ļ	38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	12:00 <b>—</b> 13:00	_

## 2 一般職員の年次有給休暇の取得状況(各年1月1日~12月31日)

付与日数	平成25年 平均取得日数
20日	
(残った休暇の翌年へ の繰越 最大20日)	5.1日

# 3 病気休暇及び特別休暇の状況

## (1) 病気休暇

職員が負傷又は疾病の為に療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ない場合に認められる休暇。

## (2) 特別休暇

選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として職員の勤務時間、休暇等に関する規則で定められている休暇。

(平成25年4月1日現在)

	(十成23年4月1日現在)
種類 種類	付与日数
産前産後休暇	産前8週間以内 産後8週間以内
配偶者の出産休暇	2日以内
男子職員の育児時間	1日2回各45分以内
子の看護の為の休暇	1年に5日以内(子が2人以上の場合は10日)
生理休暇	その都度2日以内
忌引休暇	配偶者の場合10日以内 ほか
夏季休暇	5日以内
ボランティア休暇	1年に5日以内
結婚休暇	連続する7日以内
父母の祭日の休暇	その都度1日以内
骨髄移植に係る登録又は骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間
選挙権等の権利行使の場合	必要と認められる期間
証人等として官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
感染症予防法による交通制限又は遮断を事由とする場合	必要と認められる期間
風水震火災等による交通の遮断を事由とする場合	必要と認められる期間
風水震火災等により、職員の住居の滅失又は破壊を事由とする 場合	1週間の範囲内で必要と認められる期間
交通機関の事故等を事由とする場合	必要と認められる期間
風水震火災等により、職員の退勤途上における身体の危険を回 避を事由とする場合	必要と認められる期間
生後満1年3月に達しない生児を育てる女子職員の休暇	1日2回各45分以内

# 4 介護休暇の取得状況

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢のため当該配偶者等を介護することが相当である場合に6月の期間内で認められる休暇で、勤務しない時間は無給となっている。

(単位:人)

				介護休暇	承認期間	·	1 12 . 7 47
	取得者数	1日以下	1月を超え	2月を超え	3月を超え	4月を超え	5月を超え
		1月以下	2月以下	3月以下	4月以下	5月以下	6月以下
男性職員	0						
女性職員	0						
計	Ö						

## 5 育児休業の取得状況

育児休業及び部分休業は、職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで取得することができるもので、そのうち部分休業については、勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて2時間を超えない範囲で取得できることとなっている。

なお、育児休業の場合は休業中、部分休業の場合は勤務しない時間が無給となっている。

(単位:人)

							<u> </u>
	育児休業		部分休業		度中に新たり 員	こ育児休業な	が取得可能
	取得者数	うち両休業	取得者数		うち育児休		
		取得者数		対象者数)	業取得者数	取得者数	取得者数
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	Ō	Ō	0
計	0	0	0	0	0	0	0

#### 6 修学部分休業の取得状況

修学部分休業は、職員が学校教育法による高等専門学校及び大学などの教育施設で修学するため2年を超えない範囲で必要と認められる期間につき、1週間を通じて20時間を超えない範囲で取得できることとなっていて、修学部分休業により勤務しない時間は無給となっている。

(単位:人)

区分	修学部分休業取得者数
男性職員	0
女性職員	0
計	Ō

## 7 高齢者部分休業の取得状況

高齢者部分休業は、平田村職員の定年等に関する条例に定められた年齢前5年間にある高齢の職員が、地域ボランティア活動への従事など地域貢献を行なうため等で必要と認められる期間につき、1週間を通じて20時間を超えない範囲で取得できることとなっていて、高齢者部分休業により勤務しない時間は無給となっている。

(単位:人)

区分	高齢者部分休業取得者数
男性職員	0
女性職員	0
計	Ō

# IV 分限及び懲戒の状況

分限制度は、公務能率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分です 分限処分には、免職、休職、降任、降給の4種類があり、職員に対して行なわれる処分です。

懲戒処分は、公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務関係の秩序を維持するために、職員の道義的責任を追及して行なう処分です。懲戒処分には、免職、停職、減給、戒告の4種類がありこちらも職員に対して行なわれる処分です。

平成24年度の分限及び懲戒処分の状況

(単位:人)

区分		分限	処分			懲戒	処分	
	免職	休職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
処分者数	0	0	0	0	0	0	0	0

## Ⅴ 服務の状況

職員の服務については、地方公務員法第30条において、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために 勤務し、全力で職務を遂行しなければならないとしています。職務の遂行にあたって職員には次の義務や制 限が課せられています。

(単位:人)

		(単位:人)
区分	内容	違反者数
命令に従う義務 (地公法第32条)	職員は、法令等に従い、かつ、上司の命令に従わなければならない。	0
信用失墜行為の禁止 (地公法第33条)	職員は、職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0
秘密を守る義務 (地公法第34条)	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職 を退いた後も同様とする。	0
職務に専念する義務 (地公法第35条)	職員は、勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務 にのみ専念しなければならない。	0
政治的行為 (地公法第36条)	職員は、政治活動等に関与してはならない。	0
争議行為の禁止 (地公法第37条)	職員はストライキ等をしてはならない。	0
営利企業等への従事制限 (地公法第38条)	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。	0

#### VI 研修及び勤務成績の評定の状況

1 平成25年度における職員研修の実施状況

	下 / 人 / T / 大 / 大 / 大 / 大 / 大 / 大 / 大 / 大 / 大						
	区分	研修先	受講人数				
基本	新採用職員		5				
₩ 研修	実行カアップ		0				
פו ועו	管理·監督者		1				
	法制執務	ふくしま自治研修センター	0				
選択	相互満足交渉術	かくしな日泊明時でファ	0				
研修	OJL		0				
	地方公会計		2				
幹部セミナー			0				
その他			21				
			29人				

#### 2 勤務成績の評定の実施状況

未実施

## Ⅷ 福祉及び利益の保護の状況

1 平成24年度における健康診断等の実施状況

種類	実施時期	受診者数
生活習慣病予防検診	平成24年9月	38
婦人がん検診	平成24年9月	11
人間ドック	平成24年11月	19
計		68人

## 2 平成24年度における公務災害の状況

区分	発生件数	
公務上の災害	0件	
通勤による災害	0件	
計	0件	

# 3 公平委員会の状況

(1) 公平委員会の事務委託

地方公務員法第7条第3項の規定により、村は公平委員会を置くこととされています。

さらに、同法第7条第4項の規定では、この公平委員会の事務を他の地方公共団体の人事委員会に委託して処理させることができることとなっています。

本村では、公平委員会の事務を福島県人事委員会に委託しています。

また、毎年7月末日までに前年度の業務の状況の報告を福島県人事委員会から受けることとしています。

# (2) 公平委員会の権限

公平委員会の権限は地方公務員法第8条第2項に定められています。その主な内容は次のとおりです。

- 〇 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執る こと
- 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対しての裁決又は決定をすること
- 〇 職員の苦情を処理すること
- (3) 福島県人事委員会より報告を受けた公平委員会の業務の状況
- ① 勤務条件に関する措置の要求の状況 該当無し
- ② 不利益処分に関する不服申立ての状況 該当無し
- ③ その他
  - 〇 職員団体の登録状況 登録職員団体名「自治労平田村職員労働組合」
  - 管理職等の範囲の指定の状況 (県の公平委員会に事務を委託している地方公共団体の職員 に係る管理職員等の範囲を定める規則の改正月日) 規則改正なし